

在宅福祉

1 補装具費の支給

身体の障がいを補うために補装具を必要とする方に補装具費の支給をします。

※ 介護保険該当者(65歳以上、40歳以上の特定疾病該当者)は介護保険での貸与、支給該当になっているものに関しては介護保険で受給していただきます。

※ 難病等の方も対象となります。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)

対象障がい部位・品目(は介護保険が優先)

障がい部位	品目
視覚	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚	補聴器、人工内耳音声信号処理装置の修理(人工内耳装用者)
肢体不自由	歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖)、 電動車いす 、 車いす 、 歩行器 、義手、義足、装具、姿勢保持装置
肢体不自由(児童のみ)	起立保持具、排便補助具、頭部保持具、座位保持いす
内部障がい	車いす 、 電動車いす
両上下肢機能障がい かつ音声言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

手続き

手続きはすべて「見積書」添付の事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。また、必要書類は種目・等級によって異なります。申請には医師の意見書が必要な場合があります。手続き前に一度ご相談ください。

自己負担額等

原則、補装具費の1割が自己負担額です。ただし、1か月の上限額が設定されています。(上限額以上の自己負担はかかりません。)

補装具費とは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額です。それぞれの補装具に基準額が設けられています。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

耐用年数も設けられています。その期間中は原則として修理で対応していただきます。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

2 軽・中等度難聴(児、高齢者)補聴器購入費等助成

身体障がい者手帳の交付の対象とならない、18歳以下の軽・中等度難聴児に対して、言語の取得、学力の向上の支援のため、または65歳以上の軽・中等度難聴の高齢者に対して日常生活における自立を支援するため、補聴器の購入費の助成をします。



(18歳以下) 障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)
 (65歳以上) 長寿課地域支援係 (TEL 0564-23-6147 FAX 0564-23-6520)

3 日常生活用具費の支給

在宅の重度の障がい児・者が自力での日常生活を送ることができるよう日常生活用具費が支給されます。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)

※介護保険制度(65歳以上、40歳以上の特定疾病該当者)での貸与・支給のほか、健康保険制度による給付が受けられる場合は、他の制度で受給していただきます。

※日常生活用具費の自己負担額は、所得に応じた負担割合で計算されます。

※日常生活用具費とは、岡崎市で定めた基準額により算定した額です。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

※ 難病等のかたも一部の品目について対象となります。

対象障がい部位・品目 (は介護保険優先)

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
特殊マット	療育手帳A判定(IQ35以下)又は下肢障がい1級又は体幹機能障がい2級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	45,000円	3年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸収されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、入浴に介護を要する者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者	介護者が容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり18歳未満の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年

介護・訓練支援用具

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	20,000円	8年
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹又は平衡若しくは移動機能障がい	手に持って歩行の助けとする細い棒。片側の使用のみで歩行を十分行なうことができる者が使用。	3,000円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級又は体幹、下肢機能障がいの者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	29,400円	3年
特殊便器	療育手帳A判定(IQ35以下)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢機能障がい2級以上の者(ただし、紙おむつ給付対象者を除く)	温水温風を出し得るもので障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	50,000円	8年
自動消火器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級又は身体障がい者手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
電磁調理器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1級及び視覚障がい2級以上・呼吸器機能障がい1級	知的障がい者、精神障がい者及び視覚・呼吸器機能障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年
電子式歩行補助具	視覚障がい2級以上(就学前児童を除く)	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具で、視覚障がい者の歩行補助具として実用性があり容易に使用し得るもの。	79,000円	5年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	7,000円	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい3級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年
ハーネス	身体障がい者補助大法第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬を使用している者で、市長が認めた者	視覚・聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの。	25,000円	3年

自立生活支援用具

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上(3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がい者で吸入を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用し得るもの。	36,000円 (両用器63,000円)	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がい者でたん吸引を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用し得るもの。	56,400円 (両用器63,000円)	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がいを有し、医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障がい者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	16,000円	5年
	聴覚障がい者用体温計	聴覚障がい3級以上の者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5,000円 (1世帯1個)	5年
	動脈血酸素飽和度測定装置(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上 同程度の身体障がい者で呼吸管理を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの (呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	55,000円	6年
	発電機	体幹機能障がい1級、呼吸器機能障がい3級以上、又は音声言語機能障がい1級で喉頭摘出者のうち、人工呼吸器、たん吸引器、又はネブライザーを使用している者	医療機器の性能を低下させないもの (例:インバーター式)	98,000円	10年 ※1
ポータブル電源(蓄電池)		AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。	80,000円	5年 ※2	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由障がい者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。(肢体不自由障がい者は意見書が必要)	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーション	200,000円	4年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	380,000円	6年
	点字器	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10,400円	5年

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
点字タイプライター	視覚障がい2級以上で、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	100,000 円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 または、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	①録音再生機 85,000 円 ②再生専用機 35,000 円	4年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	99,800 円	6年
視覚障がい者用読書器(暗所視支援眼鏡を含む)	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(暗所視支援眼鏡の場合は医師の診断書又はそれに準じるものを以て、夜盲、視野狭窄等の症状が確認でき、効果が認められる者に限る)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力できるもの。	198,000 円	8年
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	14,000 円	7年
聴覚障がい者用時計	聴覚障がい3級以上	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	14,000 円	10年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がい有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(就学前児童を除く)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの。	FAX など 30,000 円 (1世帯1台)	5年
	コミュニケーションに音声以外の手段しかない方(聴覚障がい又は原則2級(児童の場合で特別支援学校の教育などから真に必要と認める場合は3級でも可)、音声・言語は3級、その他の障がい不可)	据え置き電話の機能を有し、音声の代わりに手話等で会話が可能な機器であり、聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	テレビ電話 71,000 円 (1世帯1個)	
		インターネットのテレビ電話を実現するための装置等で、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	Web カメラなど 9,300 円	
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者が容易に使用し得るものでアイドラゴンと同等なもの。(ただし、テレビ本体は不可)	88,900 円	6年
人工喉頭	疾病により喉頭摘出等で気管切開した者で、音声機能の喪失により身体障がい者手帳の交付を受けている者	笛式又は電気式であり、障がい者が容易に使用し得るもの。	笛式5,000 円 (気管カニューレ付 3,100 円増) 電気式70,100 円	4年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書。		

情報・意思疎通支援用具

	種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	大活字図書	大活字により文字等を読むことが可能になる視覚障がい者	大活字により作成された図書。	60,000円/年	
	電話音量増幅器	聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	8,400円	5年
	人工内耳体外器	人工内耳を使用している聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの(医療保険が適用されない場合に限る)。	200,000円	5年 1年以上居住(体外装置が装用後5年経過しているもの)
	人工内耳用電池	人工内耳を使用している聴覚障がい者	空気電池、乾電池、充電電池または充電器の購入費用	36,000円/年	充電器は3年 1年以上居住
	視覚障がい者用テープレコーダー・CDラジカセ	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	23,000円	5年
	音声ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	60,000円	6年
	ICレコーダー	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	デジ機能有79,800円 無37,800円	10年
	音声色判別装置	視野障がいを除く視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	47,000円	10年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設したぼうこう機能障がい者又は直腸機能障がい者	ストーマを造設した者が便、尿を処理するもの	ストーマ用品 消化器系 19,600円/2ヶ月 尿路系 23,000円/2ヶ月	見積書 2ヶ月分 で一枚 ※3
	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者 ・ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者 ・二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい又は体幹機能障がい2級以上で、かつ意思表示困難な者(介護保険の給付を受けられる者は除く) (新規申請時は意見書が必要) 具体的には次の点をすべて満たしている必要がある。 ア 身体障がいの原因疾病が脳性麻痺、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸等である。 イ 言語に限らず、あらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示が出来ない者で、以下の要件をすべて満たしている。 (ア) 自力でトイレに行けない。 (イ) 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることが出来ない。 (ウ) 介助による定時排泄が出来ない。	紙おむつ 脱脂綿 サラン ガーゼ	24,800円/2ヶ月 ※3	6ヶ月

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
排泄管理支援 用具	収尿器	下肢又は体幹機能障がい、排尿機能障がい(特に失禁)のある者	からだに固定して尿を蓄めておくもの	8,500円	1年
		排尿機能障がいがあり、ストマを造設していない者	粘着剤等で装着し、毎日交換が必要なもの(新規申請は意見書が必要)	18,000円/2ヶ月	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)又は視覚障がいのうち、いずれかの障がいの程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、給付種目「特殊便器」の給付要件を併せ持つ者)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	1回限り(ただし障がいの程度の変更、転居したときはこの限りではない。)

※1 ただし、ポータブル電源(蓄電池)との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※2 ただし、発電機との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※3 ストーマ装具、紙おむつの申請は、当月分が含まれる場合、申請可能期間は前月1日～その月の20日までとする。

手続き

支給には上記のほかにも条件がありますので、手続き前に一度ご相談ください。手続きはすべて事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。手続きには以下のものが必要です。

- ・ 見積書 ・ 商品のカタログ
- ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳
- ※ 居宅生活動作補助用具の申請には、改修前後の図面、写真が必要です。その他の品目でも、医師の意見書が必要な場合があります。



障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)